

議員提出第 3 号議案

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年9月30日

| | | | |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 府中市議会議員 | 田村 | 智恵美 |
| 賛成者 | 〃 | 西埜 | 真美 |
| | 〃 | 稲津 | 憲護 |
| | 〃 | 赤野 | 秀二 |

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

福島第一原発の事故による原子力緊急事態宣言が解除されていないにもかかわらず、政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援を平成29年3月で打ち切り、精神的賠償も平成30年3月で打ち切りという方針を打ち出した。福島県が公表した「避難指示区域外から避難されている方への帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率で、わずか2年間で終えようとするものだった。

しかし、多くの自主避難者といわれる区域外避難者は、避難の継続を希望している。住宅への支援策は、災害救助法に基づく「みなし仮設」として1年ごとに延長されており、子どもを抱えた避難者たちの多くが、そのたびに子どもの転園や転校を経験したり心配されたりしている。来年3月で支援が打ち切られると言い渡された避難者たちの不安と困難ははかり知れない。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、憲法が保障する生存権に基づき、災害救助法で想定されていなかった長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害の特性に対処するため、いわゆる「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要である。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うとともに、現在の入居者に対して平成29年3月末で退去を迫らないこと。
- 2 公営住宅の空き家募集の際には優先入居制度を拡大するなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援し、各自治体の空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置づけること。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた「原発事故子ども・被災者支援法」を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月30日

議 長 名

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣